



国税庁 総合職技術系 採用パンフレット2024



〒100-8978
東京都千代田区霞が関3-1-1
法人番号7000012050002
国税庁課税部鑑定企画官
TEL：03-3581-4161（内線3412）



[お問い合わせはこちら](#)

[採用情報はこちら](#)



sake.tech@nta.go.jp



国税庁の組織構成

国税庁には、「鑑定官」と呼ばれる技術系職員がいます。

明治時代、酒税は国の税金の中でも特に重要な財源であり、明治32年には酒税収入が税金首位となりました。こうした時代にあって、酒税の確保のため、酒類の安定した製造・供給は国家の至上命題でした。

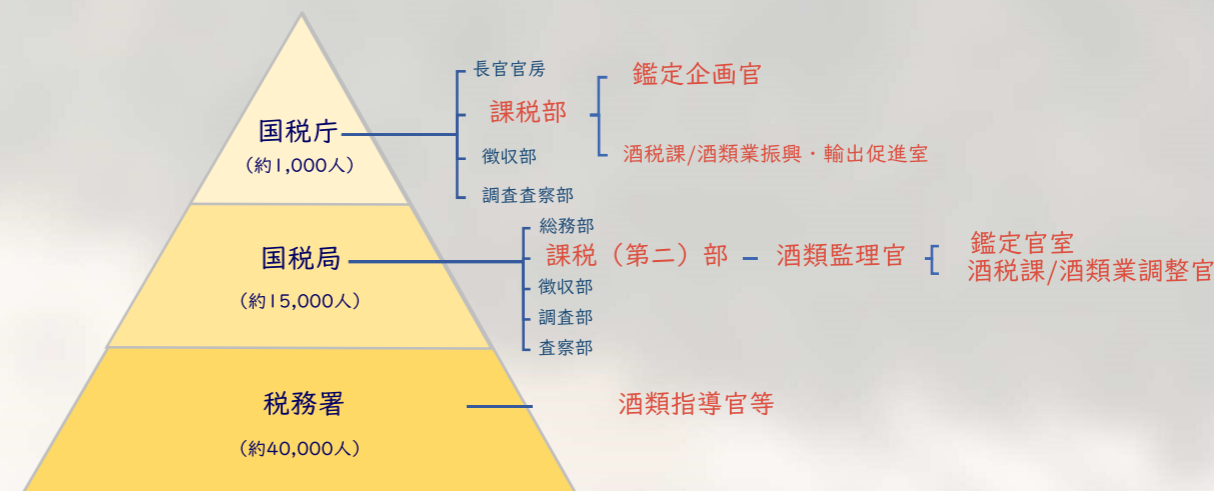
その中で誕生した「鑑定官」は、お酒のプロフェッショナルとしてお酒が腐造せず、安定して製造できるよう、科学技術を使って酒類製造者を支援してきました。

現在も「鑑定官」は酒類や揮発油類の分析・鑑定により税務行政を技術面から支えているほか、酒類業の健全な発達を図るため、酒類製造技術基盤の維持強化、国内に流通する酒類の品質・安全性の確保及び日本産酒類の輸出促進の側面的支援など、多方面に渡る取組みを行っています。

近年、お酒を取り巻く環境は、急激に変化し、鑑定官の必要性はますます高まっています。共に税務行政、酒類行政を科学技術から支える新たな「鑑定官」をお待ちしております。

国税組織は、全国的な運営方針を策定する国税庁をトップとして、税務署の監督と困難事案への対応にあたる全国12の国税局（沖縄国税事務所を含む）、そして税務行政の窓口である524の税務署から成り、およそ56,000人の職員によって構成されています。

国税庁・国税局・税務署はそれぞれ多くの部署から成りますが、そのうち酒類業に関連した部署は下記のとおりです。



目次 Contents

Introduction

巻頭言	P.02
国税庁の組織構成・目次	P.03

Part 1 国税庁技術系の主な業務

酒類・揮発油類の分析・鑑定	P.04
鑑評会・講習会・研究会	P.05
技術相談・技術指導	P.06-07
酒類の安全性確保	P.08
国税庁酒税課での酒類業振興	P.09

Part 2 研究者・行政官としての活躍

独立行政法人 酒類総合研究所	P.10
他省庁出向・海外留学	P.11

Part 3 若手技官の1日と1年の流れ

1年の局の流れ	P.12
若手技官の1日	P.12-13

特集 若手座談会

座談会	P.14-15
内定者の声	P.15

Part 4 ワークライフバランス

テレワーク・フレックスタイム制度	P.16
産休・育休	P.17
鑑定企画官からのメッセージ	P.17

Information

採用情報Q&A	P.18-19
---------	---------

Part 1 国税庁技術系の主な業務

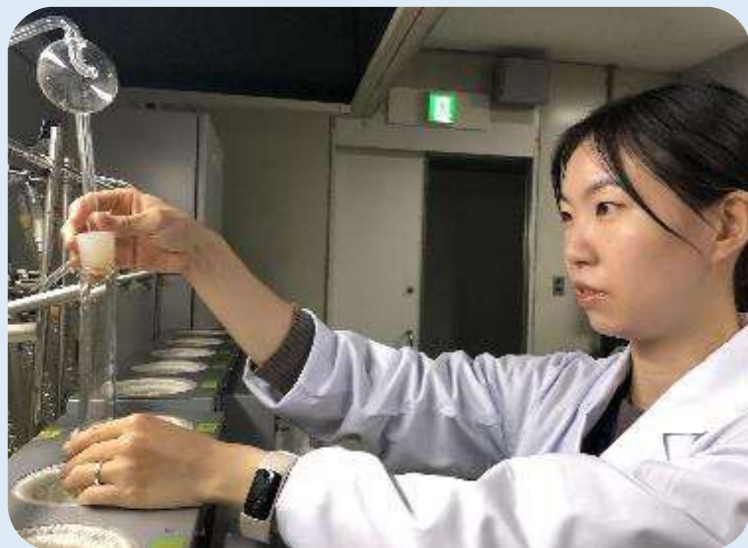
酒類・揮発油類の分析・鑑定

間接国税課税物件の中には、税法上、化学的性状や原料・製法等によって定義されているものがあります。その中で鑑定官が取り扱うのは、酒類と揮発油類（ガソリン等）です。

税法上の酒類の定義は、酒税法第3条に定められています。例えば、清酒は「米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもので、アルコール分22度未満の酒類」といったように、アルコール分のほか、原料や製法などによって定義されています。

また、品目が同じでもアルコール分によって税率が異なる酒類もあります。

鑑定官の分析・鑑定結果をもとに、酒税課等の調査担当が不適切な申告や納税があると懸念される者に対して手続きを進めていくこととなりますので、課税に直結する仕事として、技術系職員が果たす役割は重要かつ、その責任は重大です。



酒類や揮発油類の分析及び鑑定（専門知識をもとに判断すること）を通して、国税庁のミッションである、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」に貢献しています。

大阪国税局 鑑定官室 鑑定官
秋山 絵梨

平成31年入庁。大阪国税局酒税課等を経て現職。

鑑評会



国税局鑑定官室では、酒類製造者に対し様々な技術支援施策を行っています。そのひとつが鑑評会です。

鑑評会では、各製造者とその酒造技術の粋を凝らしたお酒を、官能評価（きき酒）に精通した品質評価員が品質を評価し、その結果を製造者に対してフィードバックするとともに、優れた品質のお酒を製造した者に賞を授与しています。

この鑑評会は、単なる「おいしいお酒の評価会」ではありません。その目的は、製造技術と酒類の品質の維持・向上、ひいては酒類業の健全な発達に資することにあります。

したがって、「おいしい」「まずい」「好き」「嫌い」といった主観的な評価ではなく、「この香りがするからこの工程はこのように改善した方が良い」といった客観的かつ技術や品質の維持・向上に繋がる評価が必要になります。こうした評価によって、製造者は自らの酒造技術とお酒の品質を省み、その水準を維持・向上させることができます。

講習会・研究会

鑑評会以外に、ビールやワイン製造の新規参入者が増加している昨今の情勢を受け、各国税局で講習会や研究会を開催しています。

講習会・研究会では、「最新の科学的な知見を知りたい」、「近隣の製造者との情報交換がしたい」という製造者のニーズを踏まえ、国税局鑑定官室職員や外部の講師による最新の知見に関する講演を行っています。

また、品質評価や理化学分析の結果を各製造者に対してフィードバックすることで、酒類業界全体の技術力向上に貢献しています。



Part 1 国税庁技術系の主な業務

技術相談・技術指導

酒類製造者への技術支援は、古くから続く酒類行政の大きな柱の一つです。明治時代には酒税確保のため、お酒の腐造防止などの技術支援に取り組んでいました。

科学の進歩した現代では腐造こそ減少しましたが、災害発生時の対応や、嗜好品としてより良い製品や多様な製品等を製造するためのニーズに応えるべく、製造場への臨場やWebツール等の活用により、酒造現場を技術面から下支えしています。



関東信越国税局 鑑定官室 鑑定官
永島 圭介

平成28年入庁。仙台国税局、東京国税局、国税庁等を経て令和5年より現職。



鑑定官は、おいしいお酒が安定して造られるよう、明治時代の終わり頃からお酒造りに科学技術を導入し、お酒造りの技を磨く場を整えてきました。

近年、お酒を取り巻く環境は、急激に変化しています。

趣味嗜好の多様化、健康志向の高まり、少子高齢化などによる飲酒人口減少に伴って、国内のお酒の需要は低迷しています。また、近年のICTの急速な発展は、人々のコミュニケーション手段を劇的に進化させています。

このような社会の変化に伴い、人々の絆を深めるためのコミュニケーションツールの一つであったお酒の役割も変わりつつあります。

鑑定官の技術相談では時代の変化を意識して、新たな技術知見や酒造技術をキャッチアップしながら酒造現場に活かしていくことにより、新たなお酒の価値を創っていきます。



Part 1 国税庁技術系の主な業務

酒類の安全性確保



酒類は課税物件であるとともに食品でもあります。各国税局鑑定官室では、国税庁鑑定企画官の指示の下、食品としての酒類の安全性や、表示のルールを遵守しているか等を確認するため、全国市販酒類調査（市販されている酒類のモニタリング調査）を実施しています。

例えば、酒類中の成分には、安全性の観点から食品衛生法上の基準が設けられているものがあります。具体的には、果実酒などに使用できる酸化防止剤の亜硫酸塩について、酒類中の残存量に上限が定められています。

全国市販酒類調査における分析等の結果、改善が必要と認められる場合は、各国税局において、保健所とも連携しながら、酒類製造者への技術指導を実施します。

技術指導では、亜硫酸塩などの食品添加物の適切な使用方法など、食品安全上リスクとなる要因を発生させないための助言を、製造現場の実態に即した形で実施しています。

全国市販酒類調査ではそのほかにも、酒類のラベルに税法上表示が義務付けられている項目（アルコール分、20歳未満の飲酒を禁止する旨等）についても確認を行っています。

また、酒類を含む食品の成分などに関する国際的な規格について、FAOとWHOにより設立されたコーデックス委員会で議論されています。国税庁では、ここでの国際的な議論の結果も踏まえつつ、全国市販酒類調査でモニタリングする項目を検討しています。

さらに、酒類の製造に使用される遺伝子組換え生物等の適切な使用や、東日本大震災以降の酒類の放射性物質に関する調査の企画、酒類の保存のため酒類に混和可能な物品の指定なども実施しています。

国税庁酒税課での 酒類業振興

国税庁酒税課では、酒税に関する事務の企画・立案、指導・監督、法令の解釈等のほか、酒類の製造・販売業の免許に関する事務、酒類業の産業行政事務等を担当しています。

令和5年の日本産酒類の輸出金額は1,350億円となっており、農林水産物・食品全体の輸出金額の約1割を占めています。酒類業振興・輸出促進室では、国内外の酒類市場の拡大を図り、酒類業の更なる振興、健全な発達につながるよう、地理的表示（GI）制度の指定、ブランド化推進事業、日本産酒類の認知度向上・販路拡大のための取組、日本酒・焼酎等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組などを行っています。

また、経済連携協定（EPA）等の国際交渉では、関税や輸入規制等の撤廃、地理的表示（GI）の保護等を求めて関係省庁と緊密に連携しながら取り組んでいます。



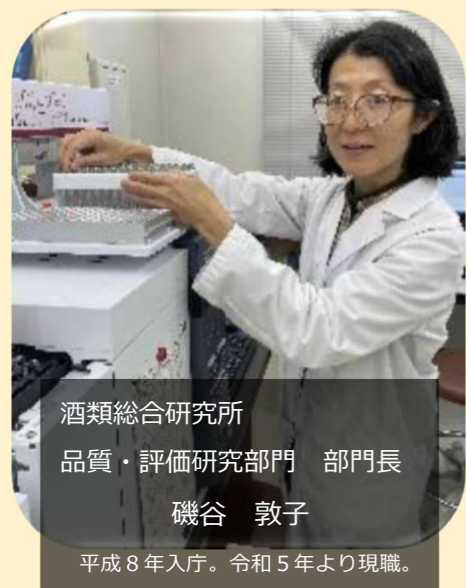
国税庁 課税部 酒税課
酒類業振興・輸出促進室 課長補佐
坂本 光一

平成22年入庁。仙台国税局、国税庁長官官房付（UCデータベース）、東京国税局鑑定指導室を経て、令和4年より現職。



Part 2 研究者・行政官としての活躍

独立行政法人 酒類総合研究所



酒類総合研究所
品質・評価研究部門 部門長
磯谷 敦子
平成8年入庁。令和5年より現職。

「日本酒のおいしさを保つための研究」

日本酒を長く保管していると「老香（ひねか）」とよばれるにおいが発生し、本来のお酒の香りが損なわれます。老香を抑えることは日本酒のおいしさを保つ上で大きな課題です。

私は研究所に配属されて約20年間、老香の研究を続けています。老香に関わる成分やその生成機構などについて研究を進め、日本酒メーカーと共同で、老香の元になる物質をほとんどつくりださない酵母を開発しました。この酵母を使うことで日本酒のおいしさが長持ちし、世界中の人においしい日本酒を飲んでもらえるようになることを期待しています。

「日本ワインの産地特性の解明に向けて」

ブドウは色や香味をもつ多様な成分を果実に蓄積し、これらはワインの品質にとって重要であるとともに、地域による品質の違いにも関連していると考えられますが、我が国の各産地におけるこれらの成分組成に関する詳細な調査はみられませんでした。そこで、平成28年より国内の関連機関との共同研究において各産地のブドウの生育予測並びにブドウ及び製成したワインにおける品質成分の調査に取り組んでいます。

日本のワイン造りに関して、国内で栽培されたブドウから生産された日本ワインの占める割合は約5%に過ぎません。一方で、新規参入した小規模なワイナリーは北海道や長野など新興のワイン産地を中心に近年急速に増加しており、今後、国内のワイン産地形成が進むことが期待されます。私たちの研究調査につきましてもその流れを支援できるような研究へと進展させることができればと思っています。



酒類総合研究所
成分解析研究部門 副部門長
小山 和哉
平成11年入庁。令和5年より現職。

他省庁出向・海外留学

文化庁出向 「誇り高き伝統のわざ 世界へ」

日本には多様な食文化が多くありますが、近年の生活文化の変化により、その素晴らしさを感じる機会が失われつつあります。広く国民にその良さを気づいてもらうために、私はこれらの食文化を文化財にし、保存活用を図る仕事をしています。我が国の伝統的な酒類である日本酒や焼酎・泡盛、みりんなどをつくるわざも我が国の立派な食文化であり、この酒造りのわざを令和3年に文化財に登録しました。また現在はユネスコ無形文化遺産に登録するよう提案中です。

技術的に困りの酒類製造者に親身になって対応した国税局での経験と、そこで培われた人を思う気持ちを大切にしつつ、「伝統的酒造り」という文化財を酒類業界により資するものとなるよう磨き上げていきます。



文化庁 参事官（食文化担当）付
田中 宏典

平成24年入庁。広島国税局、高松国税局、関東信越国税局、名古屋国税局を経て、令和5年より現職。

消費者庁出向 「幅広い視点で」



消費者庁新未来創造戦略本部
参事官（調査研究・国際担当）付
伊藤 友基

平成27年入庁。大阪国税局、高松国税局、国税庁鑑定企画官付調整係長を経て、令和5年より現職。

消費者庁新未来創造戦略本部では、徳島の実証フィールドを活用した先駆的な取組の試行や、社会情勢の変化による新しい課題などに関する国際消費者政策研究などを行っています。

私は食品ロス削減チームや政策研究チームにも所属しており、国の機関、地方自治体、企業などから出向してきた職員と一緒に働いています。企画立案時には様々な知識・経験に基づく意見が得られるため、日々多くの刺激を受けながら業務を進めています。また、チームリーダーとして、これまであまり経験できなかったマネジメント業務にも挑戦しており、非常にやりがいを感じています。

幅広い視野で課題解決に取り組んだ経験や、多くのステークホルダーと働いた経験を、国税庁の勤務にも存分に活かしていきたいと考えています。

海外留学 「良いワインは良いブドウから」

ワインの品質は、原料であるブドウの品質に左右されます。一般に、日本のような降水量が多く湿度が高い地域では、ブドウの病気が発生しやすく、「良いブドウ」を得るためには病気のコントロールが重要になります。現在、私は米国のバージニア工科大学において、研究を通じてブドウの病気に対する理解を深めるとともに、日本において発生しやすい病気の防除やブドウの栽培方法等について学んでいます。

国産ブドウのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒は「日本ワイン」と名乗ることができます。「日本ワイン」の国際的な競争力を高めるために、「良いブドウ」を得る技術を学び、日本のワイン業界に還元していきたいと考えています。



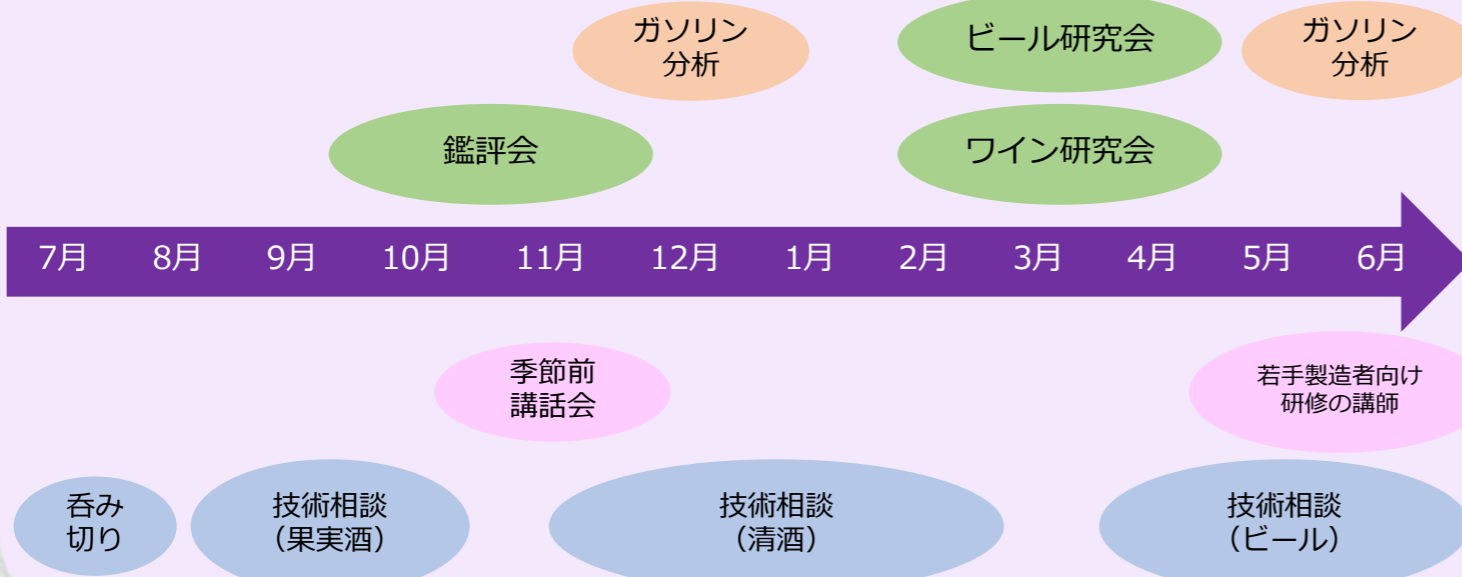
国税庁 長官官房付
山口 一真

平成29年入庁。広島国税局、国税庁鑑定企画官付（ワイン添加物担当）等を経て、令和5年より現職。（写真右）

Part 3 若手技官の1日と1年の流れ

1年の局の流れ

ある国税局の1年の流れを紹介します。



若手技官の1日

採用1、2年目の職員に1日の仕事を聞いてみました。



技術相談の対応

仙台国税局 鑑定官室 技官
松田 莉沙 (令和4年入庁)

9:00 打合せ



出発前に先輩職員と打合せを行います。相談内容について確認し、見るべきポイントや課題を検討します。

10:30 臨場



製造場では、製造設備や麹・もろみの状態を見せていただきます。出来上がったお酒の官能評価をすることもあります。

15:00 帰庁



局に戻ってきました。今日得た知見をまとめ、実績を作成します。

17:00 退庁



仕事もひと段落。お疲れ様でした！

鑑評会の品質評価

高松国税局 鑑定官室 技官
宮崎 日菜子 (令和5年入庁)



8:30 評価準備



今日は燗酒の評価！朝一番に評価するお酒の準備をします。温度を保つため、また評価するお酒が何か分からないようにするため、水筒に移し替えます。

10:00 評価開始



評価が始まりました。一つ一つのお酒の匂いや味を確かめていきます。真剣勝負です。

16:00 結果の集計



無事に評価が終了したので、結果の集計に移ります。やることは山積みですが、今日中に終わらせるぞ〜。

19:00 退庁



集計も終わったし、評価の後片付けも完了！ カッツポーズで退庁します。

国税庁係員

国税庁 鑑定企画官付審査係 係員
荒木 祥多 (令和5年入庁)



12:15 昼食



ランチは同期とおしゃれな食堂で。荒木大満足！

16:00 鑑定企画官へご説明



打合せの内容をお伝えしてご意見をいただきます。鑑定企画官にもご納得いただき安心です。

9:30 出勤



今日は酒類の新しい分析法を公的に認めてよいか検討していきます。午後の打合せに向け、過去の資料を読んで勉強します。

13:30 打合せ



係内で意見を交換し、対応方針をまとめていきます。専門的な話にも頑張っついていきます。

18:00 退庁



無事に話がまとまり、区切りのいいところで帰ります。お疲れ様でした！

特集

若手座談会～若手の声を聞いてみました～



国税庁 鑑定企画官付 総括係

小川 結美子

令和5年入庁。
令和5年7月より現職。

高松国税局 鑑定官室 財務技官

宮崎 日菜子

令和5年入庁。
令和5年7月より現職。

国税庁 鑑定企画官付 企画係

早川 貴将

令和5年入庁。
令和5年7月より現職。

熊本国税局 鑑定官室 財務技官

豊澤 義文

令和4年入庁。
令和4年7月より現職。

札幌国税局 鑑定官室 財務技官

森山 安武

令和4年入庁。国税庁鑑定企画官付
企画係を経て、令和5年7月より現職。

～酒類総合研究所で行われた焼酎醸造研修中に若手職員と座談会をしました～

小川（以下司会）：早速ですが、若手（1年目～2年目）の職員の皆様にお伺いします。入庁したからこそわかる、「**国税庁総合職技術系の強み**」はどのようなものだと考えますか。

森山：実際にお酒を造っている製造者と接するなど、かなり現場に近いところで働くことができる点ですね。他の国家公務員総合職ではなかなかできない仕事だと思います。

豊澤：国家公務員以外でも、地域・酒の種類を問わずに酒類業界に携われる仕事は少ないと思うので、強みではないかと思えます。

司会：それでは、「**入庁前と入庁後のイメージの違い**」はありましたか。

早川：入庁前は漠然と「忙しそう」というイメージでしたが、落ち着いている時期もあることがわかりました。また上司や同僚に助けをもらいながら自分のペースで仕事に取り組むことができます。

宮崎：思ったよりも自分に任される裁量が大きい点はギャップでした。

森山：私の場合、入庁前は本当に自分が官能評価が出来るかどうか不安でしたが、研修が充実していたこともあり、意外とすぐに出来るようになりました。しかし、製造者の方々とコミュニケーションを取るにあたっては官能評価のみならず多岐にわたる勉強を続けなければならないと感じました。

豊澤：技術系といえども国家公務員はデスクワークが多いのかなあと感じていましたが、想像以上に出張や分析の仕事も多かったです。



司会：「**印象に残っている仕事ややりがいを感じた仕事**」は何ですか。

宮崎：私は、清酒鑑評会です。初めて酒税課など他課室の方や酒類製造者の方と連携した仕事だったので印象に残っています。

森山：私は、研究会です。自身で学んだ知識を基に、酒類製造者の方々と直接コミュニケーションを取れた時は、鑑定官の仕事の醍醐味を感じることが出来ました。

豊澤：私は、技術相談・技術指導です。酒蔵が多種多様なのは頭では理解していたつもりですが、実際に行かせてもらって、見上げても見えないような巨大な機械やタンクを持つ大きな酒蔵から、少人数で手作りを徹底している小さな酒蔵まであり、普段何気なく口にする酒類製造者という言葉の意味の幅を改めて考えさせられました。

早川：私は、国税庁での勤務経験しかありませんが、他省庁等から連絡が来た際、上司に対して必要な情報を速やかかつ簡潔に伝えることが出来た時に達成感を感じました。

司会：皆様、様々な経験をされてでしたね。最後に、「**勤務後の楽しみ**」を教えてください。

宮崎：難しいことを考えず、だらだらすることですかね。

早川：私は美味しいご飯を食べることです。1日の中で一番ゆっくり食べることが出来る夕食を楽しみにしています。

森山：私も色々なお店に夕食を食べに行くことが楽しみです。北海道は美味しいものが多く、最近はスープカレーがお気に入りです。



豊澤：私は、登山が好きで、勤務時間後ではないですが、よく山に登っています。左の写真は南アルプスの塩見岳へ登った際の写真です。転勤が多いことを活かし、日本中の山を登りたいと目論んでいます。

司会：皆様、いろいろなお話をありがとうございました！

内定者の声

～内定者の方に国税庁の魅力などについて聞いてみました～

・官庁訪問を通じ、国税局での業務を大事にしていることが共通認識として感じ取れ、国税庁では現場感覚の伴った政策として立案できることが、他省庁には無い国税庁の魅力だと感じました。

・酒造の現場と行政の両方に関わることが出来ることに魅力を感じました。理系の知識を活かして酒蔵に寄り添い、支えることのできる鑑定官になることが目標です。

・官庁訪問で1つ上の先輩からたくさんお話を聞いて自分の未来をより想像でき、国税庁の雰囲気もわかってよかったです。

・説明会と官庁訪問で話を聞いた中で、携われる業務の幅の広さと、現場の方との距離の近さが最も印象に残っています。また、その幅の広さから、自身の研究で酒類そのものを扱っている訳ではありませんが、研究で学んだ技術や、学生生活での経験を活かせると感じました。

・関係各所と協力しながら日本の酒類業を幅広く支えられることに魅力を感じました。

Part 4 ワークライフバランス

テレワーク

私は、国税庁で独立行政法人酒類総合研究所の予算要求や、時に国会対応などを行っています。本務地は東京ですが、月に1週間程度、東京から飛行機で1時間ほどの場所にある自宅で在宅勤務をしています。本制度を使う前は、月に1度帰ることができればよい方でしたが、現在は家族と共に過ごす時間を増やすことができとても充実しています。私の希望に応じて、柔軟な働き方をすぐに取り入れてくれた上司をはじめとする周囲の方に大変感謝しています。全国転勤のある職種ですが、変わらず業務を行いながらも生活の拠点を自分で選択することができます。



国税庁 鑑定企画官付 企画係長
天下谷 佳代子

平成31年入庁。広島国税局鑑定官室、同局酒税課を経て、令和4年より現職。

フレックスタイム制度



国税庁 鑑定企画官補佐
近藤 拓弥

平成25年入庁。広島国税局、東京国税局、文化庁等を経て、令和5年より現職。

私は共働きの妻と協力し、3歳と6歳の娘を育児しています。フレックスタイム制度を活用し、毎日、保育園のお迎えに間に合うように退庁しています。また、子供が体調不良の際は、テレワークも積極的に活用しています。

現在は、「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」に基づく有機酒類に係る国際交渉や酒類に使用する添加物の審査などを担当しています。非常に重要な事務ですが、室員の協力を得て仕事を回しています。

仕事でも育児でも後悔しないために、日々全力で取り組んでいます。支えていただいている皆様にはとても感謝しています。帰宅後は、夕食の支度から洗濯、翌日の登園準備などを子供たちと一緒にしています。休日は、娘たちの習い事の合間を縫って、お酒のイベントにも参加し、充実した日々を過ごしています。

産休・育休

私はこれまで二度の産休・育休を取得し、現在は久々の鑑定官室で、鑑評会の運営や製造場への臨場といった「現場での業務」を楽しんでいます。

二度目の育休明け、夫の地方転勤に合わせ、徳島県に設置された消費者庁のオフィスに出向しました。縁もゆかりもない四国での生活に不安はありましたが、病児保育等の行政サービスにも助けられつつ、育児短時間勤務やフレックスタイム制度、テレワークといった様々な制度をフル活用し、食品表示をはじめとした複数のプロジェクトや政策研究をチームリーダーとして担当しました。家族や職場の理解と協力を得ながら、日々公私ともに奮闘していますが、これらの経験が今後の糧になると考えています。



東京国税局 鑑定官室 鑑定官
徳永 美和子

平成27年入庁。関東信越国税局、消費者庁等を経て、令和5年より現職。

鑑定企画官からの メッセージ



国税庁 鑑定企画官
岩田 知子

平成5年入庁。名古屋、大阪、広島国税局主任鑑定官、福岡熊本国税局鑑定官室長、熊本国税局酒類監理官等を経て、令和5年より現職。

私たち、技術系職員は、財政物資である「酒類」と「揮発油」の課税に関する技術的事項を担うとともに、国税庁が酒類業を所管していることから、酒類業の発達と改善に関する技術的な側面を支えています。

特徴として、全国12国税局（沖縄国税事務所を含む）に鑑定官が勤務し、課税に係る分析や各地域の状況に合わせた施策を実施していることがあげられます。

酒類業者と直接対することも多い職場で、施策の効果や業界の反応を直接感じられるところが魅力の一つです。

他方、企画・立案を行う国税庁での勤務やお酒の唯一の研究機関である独立行政法人酒類総合研究所で研究を行う道もあります。

政府として農林水産物・食品の輸出拡大に力をいれるなか、国税庁も日本産酒類の輸出促進に取り組んでいますが、私たちは酒類の専門家として国際交渉や製造・ブランド化等に関する技術的助言などを行っています。

私たちの仕事は多岐にわたっており、皆さんの能力を発揮できる可能性があります。少しでも興味を持たれましたら、国税庁の門戸をたたいてみてください。

採用情報Q&A

Q. 採用までの流れを教えてください。

A. 人事院が実施する国家公務員総合職試験（大卒・院卒は問いません）のうち、「デジタル」「工学」「数理学・物理・地球科学」「化学・生物・薬学」「農業科学・水産」「農業農村工学」「森林・自然環境」のいずれかの区分において最終合格する必要があります。

最終合格後、国税庁にて指定の期日に面接を受けていただき（官庁訪問）、選考を進めていきます。官庁訪問においては、年齢・経歴・専門分野・試験の順位・性別を問わず、人物本位の採用を行っています。

国家公務員総合職試験の日程・試験種目等については、人事院のホームページ「国家公務員試験採用情報NAVI」をご覧ください（右記URL及びQRコードからアクセスできます）。また、官庁訪問の詳細については、国税庁ホームページの技術系採用案内をご覧ください。



<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

Q. 最近の採用実績を教えてください。

A. 過去5年の採用実績は以下のとおりです。年により偏りがありますが、特定の試験区分を重視した選考は実施していません。

年	R2	R3	R4	R5	R6(内定)	
採用人数	6(3)	7(3)	4(2)	4(2)	6(4)	
試験区分	デジタル	-	-	0	0	0
	工学	1	0	0	0	1
	数理学・物理・地球科学	0	1	0	0	0
	化学・生物・薬学	2	3	4	2	2
	農業科学・水産	2	3	0	1	3
	農業農村工学	1	0	0	0	0
	森林・自然環境	0	0	0	1	0

(括弧内は、うち女性数。試験区分は、院卒・大卒・性別を区別せず)

Q. 勤務地について教えてください。

A. 入庁後は通常全国の国税局鑑定官室に配属され、分析・鑑定の実務及び管内の製造者を対象とした技術的な施策の企画・立案を中心に携わります。その後本人の適性や希望に応じて、おおむね2～3年周期で国税庁や国税局を中心に勤務します（広域異動を伴う場合もあります）。



Q. キャリアパスについて教えてください。

A. 採用当初は技官（本庁係員級）として任用され、勤務年数・成績に応じて鑑定官（本庁係長～課長補佐級）、主任鑑定官（国税局課長級）、鑑定官室長（国税局部次長級）等に昇任していきます。そのほか、独立行政法人酒類総合研究所や他省庁等に出向する機会もあります。



Q. お酒が弱いのですが、大丈夫ですか？

A. 官能評価（きき酒）時は、お酒を飲みこまず吐き出すため、お酒が弱くても大丈夫です。実際に職員の中にも、お酒を普段飲まない人や、お酒が弱い人が在籍しています。

Q. お酒について詳しくないのですが、研修制度はありますか？

A. 近年の実施状況は以下のとおりです。そのほか、本人の希望・適性に応じた各種研修や、各国税局鑑定官室でのOJTといったメニューが揃っています。

